

米国における信託課税と信託を利用した事業承継策

浅川 哲郎

- 第1節 米国における信託課税
 - 第1項 サブチャプターJの概要
 - 第2項 信託とは何か。
 - 第3項 他の用語についての定義
 - 第4項 信託課税の特徴
 - 第5項 信託の課税所得
 - 第6項 受益者への課税
 - 第7項 グランター・トラスト
- 第2節 信託を利用した事業承継策
 - 第1項 生前信託
 - 第2項 クラミー信託
 - 第3項 コールサートの遺産
 - 第4項 遺言信託
- 第3節 終わりに

第1節 米国における信託課税¹

本稿は米国における信託課税と信託を利用した事業承継策の現状をレポートするものである。日本における米国信託の課税制度に関する優れた先行研究は、例えば初めて体系的な説明を試みたといえる長（1965）や、我が国の信託税制と米国の連邦税制を比較検討した佐藤（2000）、日本における信託課税の見直しに際して米国の最新の事情を研究した松永（2009）や渕（2009）などがある。長（1965）や佐藤（2000）の研究からはしばらく時間が経っているし、松永（2009）や渕（2009）の研究は対象を絞っている²ので、本稿で

¹ 米国における信託課税については、米国における租税法の代表的教科書とされる Hoffman, Raabe, Smith and Maloney (2015) pp.20-1-20-31を参考に行っている。

² 他に対象を絞った研究としては、信託を利用したデュボン社の創業家の事業承継と世代跳梁税の制定の経緯を分析した浅川（2018a）および浅川（2018b）。更に最近事業再生においてしばしば用いられるプライベート・エクイティにおける信託について研究した浅川（2018c）も参照されたい。

は最近の信託税制について、より広範に分析したい。本稿ではまず本節において、信託課税の概略を説明し、次節では特に事業承継に関して用いられる手法について述べることにする。

第1項 サブチャプターJの概要

最初に米国における信託の課税制度を分析してみよう。納税者が信託を設定する理由は様々である。主に節税目的のために設立される信託もあるであろうが、ほとんどは特定の財務目的を達成したり、緊急の場合に財産をあらかじめ定めた方法で供給したりするために企図されるものである。米国において信託は独立された課税対象 (tax entity) であり、総所得および控除は測定され、年間の申告書は提出されなくてはならない。次の表は信託を創設する共通の動機を示したものである。

(表-1) 信託を創設する共通の動機

信託の種類	財務およびその他の目的
生命保険信託	被保険者に対する生命保険証券を保有し、(取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts)) は総遺産額から保険金を控除し、若年者もしくは経験のない受益者による保険金の受取から守ること。
生前 (取り消し可能) 信託	資産を管理し、保護観察 (probate) 費用を削減し、資産処分に自由度を与え、医療もしくは他の緊急の出費から保護し、そして資産の日々の管理の必要性から開放すること。
未成年信託	未成年者の教育費またはその他の費用を供給し、所得を他の納税者に移転させ、そして蓄積された所得を資産と永遠に切り離すことなしに移すこと。
退職信託	適格退職年金の契約により分離された拠出資産を管理すること。
離婚信託	以前の配偶者の資産を管理し、特定の受益者に対して適宜に分配されるようにすること。(例：離婚手当や養育費)

引用：Hoffman, Raabe, Smith and Maloney (2015) p 20-2.

信託に関する課税は遺産税とともに、内国歳入法のサブチャプターJ、つまり641条から692条までの間に規定されている。このサブチャプターJに規定されている内容と、個人の所得税、パートナーシップやリミテッド・ライアビリティ・エンティティ (limited liability entities) そしてSコーポレーションの規定と共通点が多い。しかしながら、信託は分配可能所得 (distributable net income) の決定や受益者にたいする分配の段階システム (tier system) と言った新しい概念を含んでいる。

第2項 信託とは何か。

内国歳入法は、信託についての定義を記載していない。しかし、その言葉は通常、遺言（will）もしくは生前の（inter vivos）宣言によって創設された仕組みであって、受益者のために受託者が資産の権利を得て、その資産を保護するものである³。通常、信託の運営は、信託の契約書とその契約書が実行される州における信託法によって管理される。

典型的には、信託の創設は少なくとも3つの関係者が関わることになる。つまり、(1)「委託者（grantor, settler, donor）」は、選択した資産を信託に移転する、(2)個人もしくは法人の「受託者（trustee）」は、当該信託に関する信託の義務（fiduciary duty）を負う、そして(3)「受益者（beneficiary）」は、当該信託から所得もしくは資産を受け取ることを指定されている。

いくつかの場面においては、3名より少ない人数しか関係しないことがあるが、それらのことは信託契約書に明示されている。例えば、高齢者がもはや自分で資産を管理できない場合には、本人が委託者と受託者を兼ねて信託を創設できる。この場合は、家族もしくは企業における受託者が委託者の資産を管理することになる訳である。

また別の場合は、委託者は自らを信託資産の受託者として指名できる。例えば、選択した資産を未成年の子供や高齢者に移転することを希望する場合は、それら受益者が資産を浪費しないように信託を利用することが出来る。自分自身を受託者として指名することによって、委託者は移転した資産を管理することが出来る。

サブチャプターJ（Subchapter J）の一般規定によると、今、説明したようなグランター・トラスト（Grantor trusts）つまり委託者信託は、所得税の観点からは認められない。同様に、関係者が一人の場合は、サブチャプターJは適用されず、その信託は所得税の観点からは無視される。なお信託についてはその存続の期間について制限を設けるべきであるという「永久拘束禁止の原則（Rule Against Perpetuities）」の観点から州によっては存続期間を一定期間以下に制限する場合があるので注意する必要がある。

第3項 他の用語についての定義

委託者が、選択した資産の権利を信託に移転させた時、それらの資産は信託のコーパス⁴（corpus）または元本となる。信託のコーパスは、多くの状況において、信託契約に指示

³ Reg. §301.7701-4(a)。

⁴ コーパス（corpus）とは元本の意味であるが、信託において特有に使用されるので、そのまま用いることにする。

された通り、委託者によって所得を生み出され、受益者に分配されるか、または将来のために蓄積される。

典型的な信託においては、委託者は2つの種類の受益者を設定する。つまり信託の会計上の所得を受け取る者と信託を終了する時に残っているコーパスを受け取る者である。前のカテゴリーにおける受益者は、信託において「所得権利 (income interest)」を持っているといい、後ろのカテゴリーにおける受益者は、信託の資産において「残余財産権利 (remainder interest)」を持っているという。委託者が残余財産権利を留保している場合は、その権利部分は「復帰的権利 (reversionary interest)」として知られている。

信託契約は信託の期間について定めを設定する。期間は特定の年数の場合（「確定期間 (term certain)」）もあるが、特定の事象が起きた場合もある。例えば、ある信託は(1)信託コーパスにおける「生涯テナント (life tenant)」として知られる、所得受益者の生涯にわたって、(2)他の個人の生涯にわたって、(3)所得もしくは残余財産受益者が成年に達した、もしくは(4)受益者もしくは他の個人が結婚や昇進、もしくは一定の年齢に達した場合まで、存続することになる。

受託者は信託の会計上の所得を、契約に定められた分配スケジュールに従って分配することが求められるであろう。しかしながら、しばしば、受託者は、分配のタイミングと性格について自由裁量を与えられることがある。受託者が、信託契約のガイドラインの中で、所得もしくは信託コーパスのタイミング、もしくはそれらを受け取ることが出来る受益者（契約の中に特定されている人の中から）を決定できる場合は、その信託は自由裁量の、もしくは「スプリングリング・トラスト (sprinkling trust)」と呼ばれる。ここでは、受託者は、様々な受益者の間に、分配を散布する（スプリングリング）ことができる。家族全体の所得税は、より低い税率の家族に所得を与えることによって、低く抑えることができる。よって、受託者にスプリングリング・パワー (sprinkling power) を与えることによって、家族全体の所得税の額は信託契約の条項を適用することによって操作することが出来るのである。

サブチャプターJのいくつかの規定を適用する関係上、信託は「シンプル・トラスト (simple trust)」か「コンプレックス・トラスト (complex trust)」に分類されなければならない。ここでシンプル・トラストとは、(1)毎年、一定の受益者に全ての会計上の所得を分配することが求められ、(2)慈善組織に該当する受益者を持つことはなく、そして(3)当該年において、信託のコーパスの分配がない、信託の事である。コンプレックス・トラストとは、シンプル・トラストではない信託と定義される⁵。これらの基準は毎年、当該信

託に適用される。したがって、全ての信託はその最終年においてコンプレックス・トラストとして分類される（なぜならばその年中にすべてのコーパスは分配されるからである）。

第4項 信託課税の特徴

一般的に言って信託の課税所得は、その組織レベル、または受益者に課税され、その受け取った信託の会計上の所得を上限とする。従ってサブチャプターJは、信託および受益者の取得税に関しては修正したパス・スルー原則を用いている。信託の会計上の所得、もしくはその一部分を受け取る人は誰でも、所得税を課せられることになる。サブチャプターJは、相当額の所得税による歳入をもたらしている。約300万件の、Form 1041が提出され、1,000億ドルの総所得と500億ドルの課税所得が報告され、130億ドルの課税が発生している。

1. 会計期間と基準

信託は個人が使用できる税務会計の方法の多くを使用することができる。しかし、信託の委託者が用いる会計方法と信託を同じにする必要はない。また、財政年度を用いて信託源泉の所得課税を繰り延べする可能性を無くすために、課税免除対象外の信託以外の全ての信託は暦年を用いることが要求される⁶。

2. 税率および人的控除（personal exemption）

連邦議会は信託を所得つけかえの手段として用いることを阻止するために、信託組織を歳入法において最も高率で課税される納税者として位置づけた。2015年における課税所得のうち12,300ドルにおいてでさえ39.6%の限界税率⁷に達するので、委託者の節税目的で

（表－2）課税額の比較

申告地位／組織	課税所得	限界所得税率(%)	2015年課税額
独身	\$ 50,000	25	\$ 8,294
夫婦／共同申告	50,000	15	6,578
Cコーポレーション	50,000	15	7,500
信託	50,000	39.6	18,109

引用：Hoffman, Raabe, Smith and Maloney (2015) p 20-7.

⁵ Reg. §1.651(a)-1。

⁶ 645条。

⁷ 2018年および2019年の限界税率は37.0%である。

の所得のつけかえはほとんど不可能になっている。(表-2)は、2015年における各組織形態別の50,000ドルに対する課税額であるが、信託に所得を蓄積することが如何に不利な事が明らかである。適切な資産の移転とは資産を信託から委託者もしくは受益者へ移転させることにある。

信託の配当所得および純長期キャピタル・ゲインは通常名目税率が20%以下で課税される。また、通常の所得税に加えて、信託は代替ミニマム・タックス (alternative minimum tax : AMT) が課税される⁸。この代替ミニマム・タックスについては次に説明することとする。

信託は課税上、人的控除を取ることができる。信託に関しては、全ての所得を分配することを求められるものについては300ドル、それ以外の信託については年間100ドルの控除である⁹。適切な人的控除に関する信託の分類は、似ているが、シンプル・トラストとコンプレックス・トラストとの間で同一ではない。シンプル・トラストとしての分類の方がより厳しい。

次の例で考えてみよう。3つの信託は似たような形で運営を行っているように見えるが、それらは異なるサブチャプターJの分類と控除になる。

例：

・アルファ信託は、全ての会計上の所得をスーザンに分配することを求められる。従って、それは300ドルの人的控除が認められる。当該年においてコーパスの分配や慈善団体への寄付は無い。従ってアルファ信託は、シンプル・トラストである。

・ベータ信託は、全ての会計上の所得を分配することを求められる。従って、それは300ドルの人的控除が認められる。これらの分配の受益者は、信託契約に明確にされており、半分がタイロンに、また半分が、慈善団体として適合である州立大学に分配される。この年にベータ信託は慈善団体への寄付を行っているために、コンプレックス・トラストになる。

・ガンマ信託の受託者は、自らの自由裁量で、今年の会計上の所得および信託のコーパスをチャップマン博士に分配した。受託者は会計上の所得の分配を要求されていないので、100ドルの人的控除だけが認められる。今年中に受託者は全ての会計上の所得をチャップマン博士に分配し、コーパスや慈善団体への寄付は行わなかった。にもかかわらず、今年

⁸ 55条。

⁹ 642条(b)項。

中の所得分配要求を満たさないために、ガンマ信託はコンプレックス・トラストである。

3. 代替ミニマム・タックス (Alternative Minimum Tax: AMT)

代替ミニマム・タックス (Alternative Minimum Tax: 以下「AMT」と略す) は、いかなる年においても信託に適用される。しかしながら、代替ミニマム課税所得 (Alternative Minimum Taxable Income: 以下「AMTI」と略す) を決定する税務上の優遇措置 (tax preference)、調整 (adjustment) および控除 (exemption) の性格や重要性は企業等と変わりはないので、結果的にほとんどの信託は課税対象とはならない。しかしながら、例えば信託が、企業の役員などの委託者のストック・オプションを現金化する、というようなことに積極的に関与する場合は、その信託は対象となる可能性がある。

一般的に、信託の AMTI は、個人の納税者に対するルールに従うことになる。従って、企業の調整後当期利益 (adjusted current earnings: ACE) の調整は信託組織には適用されないが、AMTI は他のほとんどの AMT の優遇事項や調整を適用することによって計算される。2015年において信託は23,800ドルの年間 AMT 控除が適用できるが、その控除額は AMTI が79,450ドルを超える金額においては4分の1の割合で段階的に削減される¹⁰。AMTI に対しては26パーセントの AMT の税率が適用され、AMTI が控除額を185,400ドル超過した場合¹¹は28パーセントに増加する。

第5項 信託の課税所得

一般的に、信託の課税所得は個人のものと同様の形で計算される。しかし、サブチャプター J は、いくつかの重要な例外を規定しており、信託の課税所得を計算するためにはシステムチックなアプローチを必要とする。

1. 会計所得

信託の課税所得を決定する最初のステップは、信託の会計所得を計算することである。この前提はサブチャプター J を大まかに読んだだけでは明白ではないが、歳入法を詳細に検討すると、信託の「所得」に言及しているところは多い¹²。サブチャプター J において (例えば、総所得や課税所得というような) 修正なしに用いられている「所得」という言

¹⁰ 2018年における信託の年間 AMT 控除額は24,600ドルであり、その控除額は AMTI が82,050ドルを超える金額においては4分の1の割合で段階的に削減される

¹¹ 2018年においては191,500ドルを超過した場合である。

¹² 例えば651条(a)項(1)、652条(a)項もしくは661条(a)項(1)。

業は常に、信託の会計所得について言及しているのである。

会計所得の定義はサブチャプター J における信託の会計所得を計算する上で重要である。州法では、会計所得は、信託の受益者が信託より受け取ることが出来る所得額である。より重要なのは、会計所得の計算が委託者の実質的な（適切に文書化された信託契約を通して）管理下にあるということである。もし契約が一般取引（arm's length）と言う形で作成されている場合、会計所得の計算に関して裁判所は信託の努力義務を求めることになるであろう。

信託の会計所得に関しては一般的に、統一元本および所得法¹³（Uniform Principal and Income Act of 2000）により導き出された州法によって定義される。同法は所得（income）を「資産から得られる流動的な売上（current return from a principal asset）」の額として定義している。ほとんどの州が、信託税務において「一般に公正妥当と認められる会計基準（GAAP）」を構成しているその統一法のいくつかの形を採用している。

所得および費用の特定の項目を、所得の受益者もしくはコーパスに配分することによって、委託者の意思は効力を持つことになる。（表-3）は、信託の所得もしくはコーパスに対する収益および費用項目の典型的な配分を示している。

（表-3）所得もしくはコーパスに対する典型的な配分

所得へ分配	コーパスへ分配
信託資産からの通常および業務純所得	業務資産の減価償却
金利、配当、賃料、およびロイヤリティ所得	収益資産の損益
株式配当	収益資産の保険金
信託手数料の半分	投資資産に関するキャピタル・ゲイン／ロス
	株式分割
	信託手数料の半分

引用：Hoffman, Raabe, Smith and Maloney (2015) p 20-10.

また、所得かコーパスか、配分すべき方向が契約書に明記されていない場合は、州の信託法が適用される。これらの分配は、信託から受益者によって受け取られる果実、およびそれらの果実の時期に関する重要な決定要素である。

2. 総所得（Gross income）

信託の総所得は個人の総所得と似ている。資産の売却や課税対象の処分など信託により

¹³ 同法は統一州法委員会全国会議（National Conference of Commissioners on Uniform State Laws）によって提案されている。各州は同法をそのままもしくは修正をした後に受け入れることが可能である。

認識すべき損益を決定するにおいて、課税ベースを決定するルールも他の納税者と似ている。つまり信託によって第三者から購入された資産の課税ベースは、その購入価格と同じである。

(1) 資産分配 (Property distributions)

一般的に信託は、その契約に従って受益者に資産の分配をする時に損益を認識しない。分配された資産は、その分配された受益者にとって信託と同じ課税ベースを持つことになる。その上、その分配は、分配可能所得 (distributable net income : 以下「DNI」と略す) を吸収し、受益者にたいする分配資産のベースか、もしくは分配日の資産の公正市場価格のどちらか少ない価額まで分配控除 (distribution deduction) を取ることができる¹⁴。DNI と分配控除のことは後ほど説明するが、このことは次のような例で考えると理解しやすいであろう。

例

アンナ・ジャンの一家は、ソーシャル・ワーカーである夫のトムと8歳の息子のボビー、13歳の娘のサリーの4人家族であり、彼女は一家の大黒柱である。アンナは税引き後の投資勘定に2百万ドルを持っていて、それは定期的に配当を払わない成長産業株からなっていた。アンナは、引退後のために、法律上のコストの問題に取り組んでいて、資産共有制度 (joint property ownership)、生命保険 (life insurance) そして信託を用いている。彼女とトムは5年おきに自分自身の計画を見直している。

ジャンの一家はアルツハイマー病の歴史があるので、彼女が働けなくなり、資産の管理もできなくなった時のために、トムと子供達が2百万ドルの投資資産から適切な現金を得ることができるよう確実にしたい。アンナの事務所の同僚は、病気に罹った場合のために、家族の生活を支える信託を設立するように提案している。

そこで、アンナがジャン・ファミリー信託を創設したとする。その信託は絵画 (ベースが40,000ドル、公正市場価格が90,000ドル) を受益者のサリーに分配する。サリーの当該絵画におけるベースは40,000ドルである。この分配はジャン信託のDNIの40,000ドルを吸収し、その信託はこの取引に関して40,000ドルの分配控除を取ることになる。

受託者は、ある年の物品による全ての分配に関する損益を選択することができる。その

¹⁴ 643条(e)項。

選択がなされた場合、受益者の資産におけるベースは、分配日の資産の公正市場価格に等しくなる。その分配はDNIを吸収し、資産の公正市場価格を限度に分配控除を取ることができる。しかしながら関連当事者間のルールは、そのような損に対する信託の控除を制限することができる。ここで関連当事者とは、通常、信託、受託者、委託者および受益者を言う。

(2) 被相続人の観点からの所得 (Income in respect of a decedent)

信託の総所得には、信託が受け取った「被相続人の観点からの所得 (Income in respect of a decedent : 以下「IRD」と略す)」も含む。キャッシュ・ベースの被相続人の場合、IRDには生前に受け取っていなかった繰り延べ給与、家賃および他の所得項目が含まれる。キャッシュおよび繰り延べベースの被相続人の場合、IRDには、例えば、適格年金プランや繰り延べ給与契約からの死亡時給付が含まれる。

3. 通常の控除 (Ordinary Deductions)

一般的なルールとして、信託の課税所得は個人の課税所得と似ている¹⁵。控除は、取引やビジネスを実行する上でかかる通常の必要な費用に関して認められる。つまり所得の獲得、資産の管理や保守のため、そして税の還付のためである。信託費用や管理の義務に関する訴訟費用などの合理的な管理費用もまた控除可能である。

税免除の所得に関する費用は控除できない¹⁶。否認される控除額は、控除の年における会計所得の項目により算定できる。212条の控除は、その費用の所得やコーパスへの会計所得の配分ということを見捨てて配分される。費用の控除可能性は厳密に歳入法に規定されており (212条および265条)、所得およびコーパスへの費用の配分は信託契約によって管理される。

例

シルバー信託はビジネスを営んでおり、余剰現金を市場性のある証券に投資している。今期のその売上高は180,000ドルである。賃金、売上原価および事務所経費は80,000ドル。計上すべき金利収入が、課税対象債券から20,000ドル、非課税対象債券から50,000ドル。受託者は、その費用として35,000ドルを請求している。信託契約によると、この金額

¹⁵ 641条(b)項。

¹⁶ 162条および212条。

のうち、30,000ドルは所得受益者へ配分され、5,000ドルはコーパスへ配分される。

売上高	\$ 180,000
売上原価	- 80,000
金利収入 (50,000ドルが非課税)	+ 70,000
信託費用配分額	<u>- 30,000</u>
信託会計所得	<u>\$ 140,000</u>

61条によると売上高は信託の総所得に含められる。162条によると売上原価は、全額控除できる。61条によると課税対象債券はシルバーの総所得に含められるが、103条によると非課税対象証券は除外される。212条により信託費用は控除できるが、265条は非課税所得の稼得にかかわる費用の控除を禁止したために、一部の控除はできない。

具体的には、35,000ドルの費用の50/250は、非課税所得に関わるものであるとされ、その費用のうち7,000ドルは控除できない。計算目的のために、当該年の信託会計所得の所得要素のみが分母に算入される。さらに費用部分の所得へとコーパスへの配分は、計算上は無関係である。信託費用の否認された控除額は、次のように計算される。

$$\$ 35,000 \text{ (支払費用総額)} \times \$ 50,000 \text{ (信託所得のうちの非課税部分)} \div \$ 250,000 \text{ (信託収入総額)} = \$ 7,000 \text{ (否認額)}$$

また、信託が委託者から移転によって受け取った資産を売った時に、再計算(recapture)すべき減価償却の額は、委託者が信託に移転させる前に申告した減価償却の額も含むことになる。しかしながら、減価償却の再計算の可能性は死亡時には無くなることになる。次の例を見てみよう。

例

ジェイムは、シオルダー信託に生前贈与として資産を移転させた。その資産の減価償却の再計算の可能性の合計額は40,000ドルだった。シオルダーが資産を売却し、利益が出た場合には、信託は40,000ドルを超えない範囲で経常利益を認識する。ジェイムが、その死後に遺贈として遺産に移転した場合は、その40,000ドルの減価償却の再計算の可能性はなくなることになる。

信託が貿易やビジネスを営んでいる場合は、その信託は、「国内生産活動控除(domestic production activities deduction：以下「DPAD」と略す)」を取ることができる¹⁷。また「適合生産活動所得(qualified production activities income：以下「QPAI」と略す)」の計算は信託レベルでなされる。信託からパス・スルーして、信託が受け取る会計所得の部分に基づき、各々受益者はQPAIの持ち分とそのW-2賃金を受け取る。そしてDPADが各受益者レベルで請求される。個人の受益者の場合はDPADは修正「調整後総所得(Adjusted Gross Income：以下「AGI」と略す)の上限の制限を受ける。

4. 損に対する控除(Deductions for Losses)

信託は、保険によってカバーされなかった、災害や盗難の損失に関する控除を取ることができる。また純営業損失(Net operating loss：以下「NOL」と略す)を信託は取ることができる(取引やビジネスが所得を生む場合)。NOLの繰り戻しは繰り戻された年の信託のDNIを減額するであろうし、当該年の受益者に対する課税額に影響を与えることになる。

信託終了の年における未使用の損失の可能性を除いて、信託の純キャピタル損失(Net Capital Loss)は信託所得の申告書においてのみ用いられる。これらの損失の課税扱いは個人の納税者と同様である。

5. 慈善団体への寄付(charitable contributions)

コンプレックス・トラストは、次のような状況下において慈善団体への寄付に対して控除を認めている¹⁸。

- ・当該寄付が信託契約に従ってなされており、しかも契約の文言から金額が決定できる場合。
- ・受け取る団体が認定された団体であること。この目的のためにその団体は個人や法人の寄付者も同様に控除を認められた団体を含む。しかし、信託には海外の慈善団体への寄付も控除が認められている。
- ・一般的に、その控除はそれが払われた年に申請されるが、信託は直ぐその次の年においても前年の寄付について控除が可能である。この規定により、コンプレックス・トラスト

¹⁷ 199条(d)項(1)。

¹⁸ 642条(c)項(1)およびReg. §1.642(c)-1および3。

トは個人やCコーポレーションよりもより有利な扱いを受けている。

個人や企業の慈善団体寄付控除と異なり、コンプレックス・トラストの控除は金額的な限度はない（つまり、課税所得またはAGIのパーセンテージに対して）。にもかかわらず、当該信託の寄付は全額控除できるということではない。特に控除は信託の総所得の額に制限される¹⁹。

寄付は信託の会計所得のそれぞれの所得項目に比例的に配分されると考えられる。しかしながら、信託契約が当該寄付が一定の種類のもしくは特定の資産からの現在の所得からなされることを要求する場合は、寄付の課税もしくは非課税所得への配分は必要とされない。

6. 受益者に対する分配の控除 (Deduction for Distributions to Beneficiaries)

サブチャプターJの「修正されたパス・スルー・アプローチ (modified pass-through approach)」は、受益者への分配に関して信託に認められた当該年における控除という形で具現化されている。信託から受益者が受け取る分配のある部分は、受益者の申告書において所得税の対象となるであろう。同時に分配する信託も、その分配の一部または全部に対して控除が認められる。結果的にサブチャプターJの修正されたパス・スルー原則が実行されるのである。良い類似が、課税賃金として従業員に対して分配される企業の利益への課税である。企業はその支払いに対して控除は取れるが、従業員は給与という形で総所得を受け取るのである。

信託の分配控除の金額を計算する場合に用いられる重要な価値は、「分配可能純所得 (distributable net income : 以下「DNI」と略す)」というものである。サブチャプターJに定義されているように、DNIにはいくつかの機能を果たしている。

- ・ DNI は受益者が課税される分配の最大額である²⁰。
- ・ DNI は信託が当該年に分配控除として用いることができる最大額である²¹。
- ・ DNI の性質は受益者へ持ち越すことになる（所得と費用の項目はそれらのDNIの性質を配分されるものの手に引き渡すことになる）²²。

¹⁹ Reg. §§1.642(c)-3(b)および(c)。

²⁰ 652条(c)項および662条(a)項。

²¹ 651条(b)項および661条(c)項。

²² 652条(b)項および662条(b)項。

しかしながら、サブチャプター J は DNI を循環的な (circular) 定義でしかしていない。DNI の価格は信託の分配控除そして課税所得を決める上で必要である。にもかかわらず歳入法は DNI を信託の課税所得そのものの修正としてしか定義していない。信託とその受益者の課税所得を計算するには、まず「分配控除前の課税所得 (taxable income before the distribution deduction)」を計算し、その額を DNI および分配所得を求めるために修正し、課税所得の計算に戻り、そして結果としての控除に適用するのである。

「分配控除前の課税所得」には当該年の総所得、控除および損益のすべての項目を含んでいる。それ故、この金額を計算するためには、(1)当該年の適切な人的控除額を決定し、(2)信託の他の総所得および控除の全てを計算する。

そして次のステップは「分配可能純所得 (distributable net income)」の決定で、信託の「分配控除前の課税所得」に対する次の調整を行うことによって計算される²³。

- ・ 人的控除の足し戻し。
- ・ 純非課税利息 (net tax-exempt) の足し戻し。この金額を求めるには、慈善団体寄付および265条によって控除されない費用による非課税利息総額を減額することになる。
- ・ 信託の純キャピタル・ロスを足し戻し。
- ・ コーパスに配分された純キャピタル・ゲインを差し引く。換言すれば、DNI に含まれるのは純キャピタル・ゲインの内、所得受益者もしくは慈善団体寄付に属するもののみである。

分配控除前の課税所得は、信託の費用全て控除することによって計算されるので (その費用が所得か、もしくはコーパスに配分されようとも)、DNI はコーパスに配分された費用を控除される。その効果は、所得受益者の課税所得を減額させることになる。受益者に対する実際の配分額は、コーパスに配分された費用分を控除しないので、DNI を超えることになる。サブチャプター J によるこの欠点を別にすれば、DNI はその年における所得受益者に対して分配可能な経済的所得の良い概算を示しているといえる。

DNI は信託の純非課税利息所得を含んでいるので、分配控除額を計算するにおいては、その額は DNI から控除されなければならない。その上に、コンプレックス・トラストにとってある年に実際に分配された額は、信託契約で認められた任意の所得の分配および

²³ これらの調整については643条に詳しい。

コーパスの分配を含んでいる。従って、コンプレックス・トラストに対する分配控除額は、(1)DNIの控除可能な割合、もしくは(2)その年に実際に受益者に分配した課税対象額、の少ない額として計算される。しかしながらシンプル・トラストに関しては、組織および受益者ともに、すべての分配は常にパス・スルー組織と類似と考えられる。

7. 税額控除 (Tax Credits)

信託は外国税額控除 (foreign tax credit) を、受益者に及ばない (pass through) 程度に申請することができる²⁴。同じように、他の控除も信託と受益者の間に、会計所得に基づき配分される。

第6項 受益者への課税 (taxation of beneficiaries)

サブチャプターJの「修正されたパス・スルー原則 (modified pass-through principle)」の下では、信託の受益者は課税所得を信託から受け取ることになる。分配可能な純所得は、ある年における受益者に課税することができる最大の金額を決定する。DNIの構成要素は、また、受益者に繰り越されることになる (つまり純長期キャピタル・ゲインおよび配当は、信託から受益者に配分された時にも、その性格を保ったままである)。

信託の受益者に対する課税関係のタイミングは、関係者が異なる課税年度を用いる場合にのみ、問題となる。受益者はその総所得の中に、受益者の課税年に終了した信託の課税年における、その信託のDNIに基づいた金額を含むことになる²⁵。

1) シンプル・トラストによる分配

シンプル・トラストの受益者に対する課税額は、その信託のDNIによって制限される。しかしながら、DNIは純非課税所得を含むので、受益者の総所得に含まれる金額はDNIよりも低い。所得受益者が複数存在した場合は、DNIの要素はそれぞれの受益者に配分される。

2) コンプレックス・トラストによる分配

一般的にはコンプレックス・トラストは任意の分配 (discretionary distribution) しかできない。これらの場合には、DNIは分配された額に従って配分される。複数の受益者

²⁴ 642条(a)項(1)および901条。

²⁵ 652条(c)項および662条(c)項。

が信託から分配を受け、信託契約書が信託の全ての会計所得の分配を要求しない場合は、コンプレックス・トラストには計算上の問題が生じる。次の例で考えてみよう。

例

ウィルソン信託の受託者は信託の所得またはコーパスを二人の受益者であるウォンとワシントンとの間に配分する裁量を持っている。信託契約の下では、ウォンは信託から毎年15,000ドル受け取らなくてはならない。今年の信託の会計所得は50,000ドルであり、そのDNIは40,000ドルである。受託者はウォンに15,000ドルを、ワシントンに25,000ドルを払うことになる。

ここで、ウィルソンのDNIはどのようにウォンとワシントンに分割されるのであろうか。DNIを受益者間で配分する、いくつかの任意の方法が考案される。サブチャプターJはこの問題を受益者の課税を管理する2段階のシステムを作ることによって解決する²⁶。その段階システムは、どの分配が受益者の総所得に全額含まれるか、どれが一部しか含まれないか、そしてどれが全く含まれないか決めるものである。

今期に分配することが求められる所得は、実際の分配の事実に関わらず、「第一段階分配 (first-tier distribution)」に分類される。適切に支払われ、控除され、もしくは分配されることが要求された全ての他の金額は、「第二段階分配 (second-tier distribution)」に分類される²⁷。「第一段階分配」のみがなされ、その額がDNIを超過する場合は、次の公式がDNIを適切な受益者間に配分するのに用いられる。

$$\frac{\text{当該受益者への「第一段階分配」}}{\text{全ての受益者への「第一段階分配」}} \times \text{DNI} = \text{DNIにおける受益者の権利}$$

「第一段階分配」および「第二段階分配」両方がなされ、「第一段階分配」の額がDNIを超過する場合は、上記の公式は「第一段階分配」に関して用いられる。この場合には、DNIの全てが第一段階の受益者に配分されているので、「第二段階分配」に関しては課税されない。

「第一段階分配」および「第二段階分配」の両方がなされ、「第一段階分配」の額がDNI

²⁶ 662条(a)項(1)および(2)。

²⁷ Reg. §§1.662(a)-2および-3。

を超過しない場合、しかし、「第一段階分配」および「第二段階分配」の合計が DNI を超過する場合は、第二段階の受益者は下記のように所得を認識することになる。

$$\frac{\text{当該受益者への「第二段階分配」}}{\text{全ての受益者への「第二段階分配」}} \times \text{DNI の残額 (「第一段階分配」後)} = \text{DNI における受益者の権利}$$

以上のことを下記の例を用いて確認しておこう。

例

グレイ信託の受託者は年間10,000ドルを信託の受益者であるハリーとワリーに分配することが求められる。加えて、受託者は信託の所得もしくはコーパスの他の額を彼の自由意思で分配することが求められる。今年、信託は60,000ドルの会計所得と50,000ドルの DNI を計上した。しかしながら受託者は要求されている10,000ドルの分配をハリーとワリーに行っただけである。その所得の残高は累積され、信託のコーパスに追加された。

この場合は「第一段階分配」の分配のみがなされ、しかし、分配の総額がこの年は DNI を超過しない。DNI はこの年における受益者によって保持される最高額であるが、受益者は信託によって分配される以上の額を総所得に算入することはできない。従ってハリーとワリーは、DNI の配分された権利として10,000ドルに対して課税される。

例

DNI が12,000ドルであるということを除いて、上記の事実と同じとする。ハリーとワリーは、それぞれ10,000ドルを受け取るが、彼らは DNI 以上の総額に対しては課税されない。彼らは6,000ドル [DNI12,000ドル × (第一段階分配の10,000ドル / 20,000ドル)] に対して課税される。

ここで「分離権利ルール (separate share rule)」について説明しておく必要がある。複数の受益者が存在するコンプレックス・トラストの DNI の金額を求めることを唯一の目的として、信託における異なる受益者の分離・独立した権利は「分離した (separate)」

²⁸ 663条(c)項および Reg. §1.663(c)-1(a)。

信託として扱われる²⁸。分離権利ルールは、コーパスの支払いが第二段階の受益者に対して通常のルールを用いた場合に起こる不公平を避けることを目的としている。このルールはまた追加の人的控除の可能性とより低い税率の使用を可能にしている。

例：

受託者は、グレッグとハンナ（同じ権利を持っている）の利益のために、所得を蓄積するか、分配するかの裁量を持っている。受託者はまた、それぞれの受益者のために、信託における受益者の半分の権利を限度として、コーパスを用いることができる。今年度におけるDNIは10,000ドルであった。この金額のうち、5,000ドルはグレッグに分配し、5,000ドルはハンナの利益のために蓄積した。加えて委託者はコーパスから20,000ドルをグレッグに支払った。

この分離権利ルールが無い場合はグレッグは10,000ドルに対して課税される（DNIの全額）。しかし、分離権利ルールがあるために、5,000ドル（DNIにおける彼の権利）に対して課税されるだけで、20,000ドルのコーパスの分配には課税されない。そしてハンナの蓄積されたDNIの5,000ドルについては信託が課税されるのである。

3) 所得の性格 (character of income)

サブチャプターJの修正されたパス・スルー原則と同様に、所得の様々な種類（配当または非課税金利といった）は、信託が受け取った時と同じ性格を受益者に対してもたらしことになる。複数の受益者が存在して、「しかも」全てのDNIが分配された場合は、様々な種類の所得をいかに受益者に配分するか、が問題となる。

分配は、DNIの計算における項目と同じ配分によって構成されるとして扱われる。しかしながらこの配分は、州法や契約条項によって特に異なる種類の所得を異なる受益者に対して割り当てることを決めている場合は、適用されない²⁹。

$$\frac{\text{分配されたDNIの受益者の合計}}{\text{分配されたDNIの合計}} \times \text{分配されたDNI要素（例えば、非課税利息）の合計} = \text{DNI要素における受益者の権利}$$

²⁹ Reg. §1.662(b)-1は特別な分配を認めたように見える。

もし信託が DNI の一部しか分配しない場合は、特定の種類の分配された DNI の額が最初に決められなければならない。

$$\frac{\text{分配額の合計}}{\text{DNI の合計}} \times \text{DNI の特定種類の合計} = \text{分配された DNI 要素（例えば、非課税利息）の合計}$$

しかし、限定された状況下では、関係者は上述の所得の性質における配分を修正することが許されている。修正はその配分が信託の契約で認められた範囲において、またその配分に関するキャッシュ・フローおよび所得税効果とは独立した経済効果がある範囲において認められる³⁰。

4) 結了年における損失 (losses in the termination year)

信託における通常の純営業損失 (net operating loss : 以下「NOL」と略す) および純キャピタル・ロスは、パートナーシップや S コーポレーションのように信託の受益者に受け継がれることはない。しかしながら信託が結了する場合には、受益者は信託の損失の直接的な繰延の利益を受けることになる³¹。つまり、NOL およびキャピタル・ロスは、個人におけるものと同様の繰延を行う。従って NOL は過去に 2 年繰り戻すことができ、将来に 20 年繰り越すことができるが、純キャピタル・ロスは将来に渡ってのみ無制限に繰り越すことができる。

信託がその最後の年に課税所得がマイナスであった時は、信託の総所得を超える控除額は受益者に直接渡ることになる。その損失は、信託の最終年が終わる受益者の課税年の AGI からの控除として利用可能である。そしてその認められる額は各々の受益者が信託の結了時に受け取るコーパスの資産に比例配分した額であり、AGI の 2% のフロア (floor) の制限を受ける。

信託の他の損失の繰り越しも結了の年は受益者に受け継がれ、その額は各々の受益者が信託の結了時に受け取るコーパスの資産に比例配分した額である。その損失繰り延べの性質は、純キャピタル・ロスの繰り越しが企業の受益者に対しては常に短期で取り扱われる以外は受継がれる。個人の受益者はこれらの繰り越しを AGI の控除として用いることになる。

³⁰ Reg. §1.652(b)-2(b). このことはパートナーシップにおける §704(b)(2) と類似している。

³¹ Reg. §§1.642(h)-1 および 2.

第7項 グランター・トラスト (Grantor Trusts)

信託の委託者つまりグランター (grantor) が、信託の資産もしくは所得に対して権益 (beneficial enjoyment) もしくは管理上の影響 (substantial control) を留保する場合には、一連の特別な規定が適用される³²。この状況では、グランターは信託の所得に対して課税され、当該信託は所得税目的については無視されることになる。その所得について課税された個人は、自らの申告書において、その所得に関して控除もしくは税額控除を申請することが許される。この税は委託者が、信託のコーパスから信託もしくは受益者に対して認識される所得に対して指示する能力を保持し続ける事を制限するものである。この場合、受託者は Form 1041を提出するが、申告書はほとんど空欄となる。全ての所得および控除は委託者の Form 1040に表示される。

1) 将来享有権トラスト (Reversionary trusts)

新しい将来享有権トラストの創設は連邦贈与税が課されることになる。もしグランターが所得の権利がなくなる前に死亡した場合は、将来享有権の現在価値は遺産の中に含まれ、連邦遺産税の対象となる。

2) 委託者によって留保された権利 (Power retained by the grantor)

委託者が委託者としての地位を失うことなく留保することができる信託の権限の範囲に対して他の制限が適用される³³。これらの条項が破られると、信託の所得は委託者において課税され、通常のサブチャプター J のルールは信託に対して適用されない。

委託者は、(1)信託の資産に対する権益 (beneficial enjoyment)、もしくは(2)「反対のグループ (adverse party)」の同意を得ることなしに信託の所得の処分をする権利を留保する場合は、その委託者は、信託の所得に対して課税される。ここで「反対のグループ」とは、当該信託に対して大きな権利を持ち、委託者がその信託の資産に対して持つ権利によって反対の効果を余儀なくされるグループである³⁴。

次のケースも含む、多くの重要な権利については、委託者段階での課税の原因とはならない³⁵。

³² 671条-679条。

³³ 674条-677条。

³⁴ 672条および674条。「反対のグループ」の状況の例については Reg. §1.672(a)-1。

³⁵ 674条(b)項。

- ・ 所得を委託者の扶養者の援助に充てること³⁶。
- ・ 信託の所得またはコーパスを慈善団体の受益者に配分すること。
- ・ 特定の受益者の利益のためにコーパスを取り崩すこと。
- ・ 受益者の未成年もしくは障害のある間に受益者から所得を引き出すこと。
- ・ 所得とコーパスの間に受け取りと支払いを配分すること。

信託に対する委託者もしくは、管理上の力を持つ反対のグループではない者による保有は委託者への課税をもたらす。そのような力とは信託の所得やコーパスの扱いに対して利害を持っていたり、もしくは信託から適切な担保の供与もなしに借り入れを行っていたりする場合などである³⁷。

信託の委託者は、信託に対して取消し可能な権利を持っている場合は信託の所得に対して課税される³⁸。加えて、「反対のグループ」の同意なく、委託者や反対でないグループの裁量によって次のことがなされるような場合は、委託者は信託の所得の一部または全部に対して課税される。

- ・ 委託者もしくは委託者の配偶者に分配された場合。
- ・ 委託者もしくは委託者の配偶者の将来の分配のために保有もしくは蓄積された場合。
- ・ 委託者もしくは委託者の配偶者の生命保険の支払いに当てられた場合³⁹。

更に、信託の所得が、委託者が「法的に義務を負う」者の利益のために蓄積される場合は委託者に対して課税される⁴⁰。

以上、米国における信託課税の概要を見てきたわけであるが、それでは世代跳梁課税によって従前ほど有利ではなくなった信託が、どのように現在において財産の承継に用いられているか、を検討していくことにしよう。

³⁶ 677条(b)項。

³⁷ この点についての議論は Reg. §1.675-1(b)に詳しい。

³⁸ 676条。

³⁹ 677条(a)項。

⁴⁰ 677条(b)項。

第2節 信託を利用した事業承継策

信託を利用した事業承継は世代跳梁税の創設により、従来と比較して用いられなくなっている。現在における信託を利用した財産承継は、生前信託、クラーミー信託など限られた形態のものになってきている。以降ではその詳細について紹介していくことにしよう⁴¹。

第1項 生前信託 (Inter Vivos Trusts)

多くの専門家以外の人間は、生きている間に資産を信託に移転することによって、かなりの部分の移転税および所得税を節税できる、という誤った認識を持っている。しかし実際には、多くの相続計画において、生前信託の創設は、ほとんど税務上の有利さをもたらさないし、信託創設の第一の目的は、通常、税務以外の、信託資産の管理と受益者の保護に関わることである⁴²。

多くの部分、取り消し可能な (revocable) 生前信託 (inter vivos trusts) は、意思の補完 (will substitutes) として機能しており、そして、その信託が検認回避 (probate avoidance) において重要な役割を果たしている間、伝統的な意思 (traditional will) と比較して重要な節税機会を提供している訳ではない。委託者 (settlor) が生きている間は、信託は所得税の観点からはほとんど無視され、信託の所得の全ては委託者において課税される。委託者の死に際して、信託の資産は遺産税の観点からは、あたかも被相続人が信託財産を真正に保有しているかのように取り扱い、相続財産に含まれるものとする (2038条)⁴³。

取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts) は、本来は真正な贈与の代りとされる。取り消し不可能な信託の委託者が、移転される資産に関する全ての利害および統制から分離されているかぎりにおいて、当該信託の創設は、次に述べるひとつの例外を除き、当該資産の真正な贈与として課税される。また委託者の死亡に際して、当該信託の資産は委託者の相続財産に含まれない (委託者が当該信託に関して権利を留保しないかぎりにおいては。2036条-2038条)。結果として、取り消し不可能な信託を創設すること (または贈与をすること) によって、委託者は、信託が創設されてから、遺言人の死亡までの間の、信託資産の価値の上昇にかかる遺産税を避けることができる⁴⁴。

⁴¹ 本項目においては Sterk, Leslie and Dobris (2011) を参考にしている。また最近では信託とストック・オプションを用いたスキームも用いられているようである。このことに関しては、Cantrell (2010) pp.6031-6034を参照されたい。

⁴² Sterk, Leslie and Dobris (2011) p.656.

⁴³ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) pp.656-657.

⁴⁴ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.657.

ここで信託に贈与をすることと真正の贈与との間には、ひとつの大きな違いがある。それは、贈与税の年間の非課税控除 (annual exclusion) をいかにするか、ということである。資産に対する「現在の所有権 (present interests)」のみが贈与税の年間の非課税控除が利用可能であり、従って信託における一般的な所有権の移転 (general proposition transfers) は、年間の非課税控除は利用できない。2503条 (c) 項は、このルールに未成年者が受益者として信託が創設された場合において限られた例外を認めている。しかしながら、この「未成年者信託 (minors trusts)」は、対象者が21歳になる時に、信託の資産がその未成年者に配分されなければ、その例外には該当しないために多くの人にとっては魅力的ではないものである⁴⁵。

租税計画の計画者は、この「現在の所有権」という制限から課税を逃れるために諸策を検討してきた。そして裁判上のルールは、次項に議論される通り、「クラミー信託 (Crummey Trust)」への移転に対する年間の非課税控除の容認へと進歩してきた⁴⁶。

非常に洗練されたエステート・プランは、取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts) を遺産税最小化 (もしくは回避) のために用いる。現在の控除額を所与のものとして、これらのツールは、最も裕福な人にとってのみ適切なものであり、そのいくつかは大変積極的な計画とされる。採用されている信託のいくつかの例として、取り消し不可能な生命保険信託 (irrevocable insurance trusts)、委託者留保年金信託 (Grantor Retained Annuity Trust, GRATs) や資産保護信託 (Intentionally Defective Grantor Trusts, IDGTs) などが含まれる⁴⁷。

取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts) は、所得税の観点からは大きな節税機会を提供することはない。受益者が委託者よりも低い税率の場合で、所得が受益者に配分された場合は、所得税はいくらか節約されるが、受益者が子供で18歳以下の場合は、受益者の所得は、両親の税率で課税され、節税には繋がらないことになる。その上、取り消し不可能な信託への移転が、所得税の大きな節税に繋がる範囲は、同様の節税は真正の贈与によっても達成できることになる⁴⁸。

多くの遺産税計画者にとって、租税回避は、生前信託創設の唯一の理由にはならない。しかし、税務以外の関心が委託者をして信託への資産移転をせしめた場合でも、遺産税の計画者の仕事は、委託者が選択可能な有利な税務上の取り扱い (例えば年間の控除額) を、

⁴⁵ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.657.

⁴⁶ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.657.

⁴⁷ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.657.

⁴⁸ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.657.

最大限利用するということを確実にし、税務上の損失（例えば死亡時の委託者遺産への不注意による算入）がないようにすることである⁴⁹。しかし信託を用いることによってクラミー信託のような斬新な財産承継スキームが生み出されることもある。次にそのクラミー信託の仕組みを分析してみよう。

第2項 クラミー信託 (Crummey Trust)

年間の贈与税控除額（2018年においては15,000ドル。インフレによって変動する。）を規定した2503条(b)項を思い出してほしい。資産の保有者が年間の贈与税控除額を全額利用したいと考え、しかし、意図する受益者に真正の贈与をすることは望まないとする。受益者のある者は未成年者かもしれないし、資産の保有者の考えでは、別の者は、例えば年15,000ドルの贈与を管理するには「準備」が出来ていないとされたかもしれない。では受益者の信託の元本に対する権利を、将来に延期するために、資産の保有者は、15,000ドルの取り消し不可能な信託 (irrevocable trusts) をそれぞれの受益者に創設することができるであろうか？ 答えはノー、である。委託者が信託創設に関与しない限りは⁵⁰。

上述の「現在の所有権」ルールの下、もし資産の所有者が将来の所有権を贈与した場合、その価値が年間控除額以下であっても、その贈与は課税される。（もちろん、すぐに課税される事はない。つまり贈与者は、まだその500万ドルの生涯の贈与税・遺産税にかかる控除額を使いきっていないからである。しかし、贈与者がその生涯の控除額を使用したならば、その分だけ死亡時には利用できないことにもなるのである。）⁵¹

賢いエステート・プランナーは、受益者の信託における将来の所有権を制限しながら、その年間の控除額をクリアするために、次のようなスキームを考案した。つまり、究極の受益者に、資産所有者の信託に対する年間貢献額 (annual contribution) を一定期間（例えば30日間）引き出すことが出来る権利を与える信託を作ることはできないだろうか。その一定期間を過ぎると引き出す権利を失うのである。受益者は、その「贈与」が実行された年において、その金銭を引き出す絶対的な権限を得るため、この贈与は異論のあるところではあるが、将来の所有権の贈与ではない。しかし、引き出す期間が限られていることが受益者の限られた能力と相まって、金銭が実際に引き出される可能性を低くしている。その上、資産保有者は、受益者がその金銭を引き出さないように注意するだろう。つまり

⁴⁹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) pp.657-658.

⁵⁰ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.658.

⁵¹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.658.

⁵² Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.658.

受益者が今年の持分を引き出すならば、翌年において持分は無いというように⁵²。

内国歳入庁長官は、このクレバーなスキームに対して訴訟を起こしている⁵³。このケースでは納税者側が勝訴している。この裁判の後に、内国歳入庁は通達（Revenue Ruling）73-405を出し、受益者の贈与による果実の使用を制限しながら、年間控除額の利益を得るというこのクラミー信託を認めるに至った。当該通達は、次のように規定している。

「現在の所有権（present interest）」と「将来の所有権（future interest）」を区別するのであれば、実際の利用、所有もしくは享受とはならず、むしろそのような利用、所有もしくは享受に対する信託の媒介により、受贈者のために協議する権利といえる。そのような利用、所有もしくは享受が法律上の後見人の任命を要求するのであるが、信託における未成年者に対する贈与は、受贈者が利用、所有もしくは享受する現在の権利を持っている場合は、「将来の所有権」には当たらない。

単に後見人（guardian）が実際には指名されていない理由で、未成年のための信託における贈与は、「将来の所有権」として分類せよとすべきではないと現在では結論された。従って、後見人を任命することに対しての、信託や州法における法的な障害がない場合で、未成年の受贈者が分配を要求する権利を有する場合には、その移転は、内国歳法の2503条（b）項が定める年間の控除に該当する「現在の所有権」の贈与である移転である。」

クラミー訴訟や通達73-405の結果、資産保有者の多くが、「クラミー信託」と呼ばれるようになった信託を作ることに魅力を感じるようになった。確かに、エステート・プランナーはクラミー信託の仕組みを応用していったのであった⁵⁴。

クラミー訴訟によって、この画期的な仕組みは注目を浴びるようになったのであるが、その詳細な要件については以後、議論されることになる。次にその例を検討しよう。

第3項 コールサートの遺産（Estate of Kohlsaat）

では、納税者は、どの範囲まで年間控除の利益を取ることができるのであろうか。次の、「コールサートの遺産⁵⁵（Estate of Kohlsaat）」の裁判例で年間控除を取れる対象の範囲について考えてみよう。この裁判は被告（課税庁）が故リーセロッテ・コールサート（Li-

⁵³ Crummey v. Commissioner, 397 F.2d 82 (9th Cir. 1968).

⁵⁴ Sterk, Leslie and Dobris (2011) pp.658-659.

⁵⁵ United States Tax Court, 1997. T.C. Memo. 1997-212.

eselotte Kohlsaat) の遺産に対する337,474ドルの連邦遺産税の支払い不足としたものである。いくつかの問題が解決したあと、原告の連邦遺産税を計算する上での、決定の問題は、被相続人の生前の「取り消し不可能な信託」への資産の移転が信託の16人の次順位受益者 (contingent beneficiary) に関して年間の贈与控除額を定めた2503条(b)項に合致するか、であった。原告は死亡したリーセロツテ・コールサート (Lieselotte Kohlsaat) の遺産と共同受託者のピーター・コールサート (Peter Kohlsaat) であった⁵⁶。

事実関係を分析しておこう。1990年3月27日に被相続人はリーセロツテ・コールサート・ファミリー信託 (Lieselotte Kohlsaat Family Trust) を「取り消し不可能な信託」として設立し、被相続人が所有し、長年、コールサート家の人々が管理していた商業ビルをその信託に移した。被相続人が当該ビルを信託に移した時には、そのビルは155,000ドルの価値があった。それ以降、信託に対して他の資産の移転は無い⁵⁷。

その信託の規約では、被相続人の2人の成人した子供である、ビートリス・レインケ (Beatrice Reinecke) とピーター・コールサート (Peter Kohlsaat) とが信託の共同受託者であり、第一の受益者であった。ビートリスとピーターは、それぞれ信託の元本と所得の半分ずつの所有権を受け取り、また、それぞれが自ら有する信託の元本を、自らの子供もしくは孫に所有権を移転する特別の権利 (special power) を受け取った⁵⁸。

信託の規約では、16人の次順位残余受益者 (contingent remainder beneficiary) が指示されていた。ビートリスの3人の子供と8人の孫はビートリスの持つ信託の半分の権利につき次順位残余受益者に指名し、ピーターの配偶者と4人の子供がピーターのもつ信託の半分の権利につき次順位残余受益者に指名された⁵⁹。

ビートリスとピーター、および16人の次順位残余受益者は、信託への各々の資産の移転の後に、2503条(b)項の規定により、各々の受益者が利用可能であると考えられる10,000ドルの年間贈与税控除額を超えない額の、信託に存在する資産を直ちに配分を受ける権利を有する。各々の受益者の分配を受ける権利は、信託に資産を移転した30日後に無効となった。未成年者受益者の保護者は全て、信託から資産の分配を要求する権利を行使する権利を与えられていた⁶⁰。

1990年4月2日、被相続人の商業ビルを信託に移転してから6日以内に、信託の受益者

⁵⁶ Sterk, Leslie and Dobris (2011) p.659.

⁵⁷ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.659.

⁵⁸ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.659.

⁵⁹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.660.

⁶⁰ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.660.

は適時に10,000ドルまで信託の資産の分配を要求する権利について連絡を受けた。受益者の誰も信託からの分配を要求する権利を行使していないし、受益者の誰も信託への資産の将来の移転の連絡を要求していなかった。また、被相続人と受託者、次順位残余受益者の間には、受益者が信託から分配を要求する権利を行使しないであろうという趣旨の理解は無かった⁶¹。

原告の連邦遺産税申告書には、被相続人の1990年の信託に対する商業ビルの移転に対して、原告は16人の次順位残余受益者の権利を、2503条(b)項の下における16の年間贈与税控除に適合するとしている。原告の連邦遺産税の申告書を検査して、被告は、原告によって申告された上記の16の年間贈与税控除を、次順位受益者は信託において「現在の所有権」を保持していないという理由で否認したのであった⁶²。

この事案を分析するためにまず適用される規定および裁判例を紹介しておこう。年間控除は、2503条(b)項および贈与税に関する Reg. 25. 2503-2(a)によると、暦年に受益者に対してなされた贈与は、暦年に受益者あたり10,000ドルを超えない限りにおいて課税贈与から除外される、と規定されている。2001条(b)項の規定によると、年間控除に適合する贈与は、連邦遺産税を計算する上で除外される⁶³。

2503条(b)項および贈与税に関する Reg. 25. 2503-3(a)によると、資産における「現在の所有権」の贈与のみが年間の贈与税の控除に該当する。資産における「将来の所有権」（つまり資産の所有権が利用の開始、占有もしくは享受が将来の時点まで制限されていること）の贈与は年間の控除には該当しない⁶⁴。

贈与税に関する Reg. 25. 2503-3(b)によると、一般的に資産の所有権は、資産もしくは資産からの所得の迅速な使用、占有もしくは享受をする無制限の権利であり、資産の「現在の所有権」として適合する⁶⁵。

「クリストファーニの遺産対歳入庁長官⁶⁶ (Estate of Cristofani v. Commissioner)」の裁判例において、未成年者や次順位受益者を含む信託の受益者は、信託資産の迅速な分配を要求できる無制限の権利が与えられるので、受益者は一般的に2503条(b)項により、資産における「現在の所有権」を保有していると取り扱われる、とされた⁶⁷。また、同裁判

⁶¹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.660.

⁶² Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.660.

⁶³ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.660.

⁶⁴ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.660.

⁶⁵ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.661.

⁶⁶ Estate of Cristofani v. Commissioner, 97 T.C. 74, 84-85 (1991).

⁶⁷ また Crummey v. Commissioner, 397 F.2d 82 (9th Cir. 1968), affg. in part and revg. in part T.C. Memo. 1966-144および Perkins v. Commissioner, 27 T.C. 601, 605-606 (1956)を参照。

例においては、信託の次順位受益者は、資産の信託への移転の後には、合法的に自らに迅速な分配を行うよう要求する無制限の権利を与えられていた。その次順位受益者は、信託における「現在の所有権」を保有していると取り扱われていて、委託者の資産の信託への移転は、年間の贈与税控除に適合すると取り扱われていた⁶⁸。

さて上記の規定および裁判例からこの事案を整理してみよう。被告は、被相続人と被相続人の信託の16人の次順位受益者との間に存在した、受益者は、自らが信託の資産の分配を要求する権利を行使しないという合意が存在している、そしてその合意が被相続人が贈与するという意思を打ち消していること、そして、16人の次順位受益者によって保有されている所有権に関する年間贈与税の控除を否定するには実質課税主義（substance-over-form）の原則を適用すべきである、と議論した⁶⁹。

しかし我々はこれを否定する。信託の規定によると、信託に資産を移転した後の30日は、その次順位受益者は信託の資産から、自らに合法的に迅速な分配を要求する無制限の権利を与えられている。また被相続人とその受益者との間に、次順位受益者が、資産の信託への以降の後に、その権利を行使しないという合意が存在したということは証明されなかった。裁判においては、信託の受益者から、何故、自分たちが信託の資産の分配を要求する権利を行使しなかったか、について信頼できる理由が示された。受益者の誰も自らの権利を行使しなかった事実または受益者の誰もが将来の、資産の信託への移転に関して通知を要求していない事実は、受益者は被相続人とそうすることに合意をしたということ了我々に示していなく、従って、何らの合意の推察を拒否する⁷⁰。

次順位受益者が信託資産の分配を要求する権利を行使することに対してペナルティが発生すると信じたこと、または受託者が意図を持って受益者から情報を隠したという被告の主張を裏付ける証拠は存在しない。更に、次順位受益者は受託者から自らの権利に関して実際の通知を受けている。被相続人は次順位受益者に対して信託における所有権を与えることにより利益を与える意思であった。そして次順位受益者は被相続人の親戚であった⁷¹。

上述の理由により次順位受益者の、信託資産の迅速な分配を要求するという無制限な権利は、当該資産における「現在の所有権」として扱われるべきである。従って、被相続人の商業ビルの信託への移転は、2503条(b)項により、16人の次順位受益者の「現在の所有権」となるので16人の年間贈与税控除の対象となる⁷²。

⁶⁸ Sterk, Leslie and Dobris (2011) p.661.

⁶⁹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.661.

⁷⁰ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.661.

⁷¹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.661.

第4項 遺言信託 (testamentary trusts)

次に遺言信託について紹介しよう。結婚した夫婦が税に関するアドバイスを求める場合、2つの状況が考えられる。

- (1) 各々の配偶者が、一方の配偶者に夫婦の全ての資産を与え、また、残った配偶者に、本人が亡くなった時に残った遺産を処分するように信託することを希望する。この状況は、いわゆる「伝統的な (traditional)」家族において共通することで、その夫婦は同じ子供の両親でもある。この環境では、顧問弁護士の目標は残った配偶者に、税負担を少なくして、資産に対する出来るだけ多くの管理権を残すことである。
- (2) 被相続人が、配偶者に資産を残すが、残った配偶者が亡くなった後の、資産の究極の配分を管理する場合である。これは複数回結婚経験のある家族に共通することで、被相続人の配偶者が必ずしも被相続人の子供の親ではなく、そして配偶者が被相続人の子供ではない子供を持っている場合である。

遺産税法に「ポータビリティ (portability)⁷³」の概念を導入するまでは、遺言信託は上記2つの場合ともに非常に有利な税務上の取り扱いをもたらした。この新しい規定は、「伝統的な」家族に対して遺言信託の必要性を著しく減ずるものであるが、信託は複数回結婚経験のある家族にとっては未だ有利なままである⁷⁴。ではその具体的な方策を検討しよう。

a. 税負担を最小化させ、生存する配偶者に残す資産を最大化させる。

夫婦が一方の配偶者に全ての財産を残すことを希望している場合、つまり生存している配偶者に、それらの資産を夫婦の子孫（または他の人物）に、生存している配偶者の条件により分配するよう信託するとしよう。その夫婦の弁護士は、各々の夫婦のために、全ての資産を一方の配偶者に残し、もしその配偶者が先に亡くなった場合には代わりの処理を示すという遺書を用意するかもしれない。これらの遺書に関係する課税関係について考え

⁷² Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.662.

⁷³ 「ポータビリティ」の概念は2010年12月17日にオバマ大統領によって署名された「Tax Relief, Unemployment Insurance Reauthorization, and Job Creation Act of 2010 (2010年法)」によって導入されたもので、生存する配偶者に、先に亡くなった配偶者の使用しない税控除 (tax exemption) を利用させるものである (2010年法 303条)。なお、この「ポータビリティ」は、2012年度末までの時限立法であったが、2013年1月2日にオバマ大統領が「American Taxpayer Relief Act (ATRA)」に署名することによって2013年以降も存続することとなった。

⁷⁴ Sterk, Leslie and Dobris (2011) pp.663-664.

てみよう⁷⁵。

2010年の遺産税法の改正前も後も、最初の配偶者が亡くなった時には、遺産税は発生しない。配偶者控除 (marital deduction) は死亡した配偶者に課税対象の遺産を残すことができなく、その結果として生存している配偶者は被相続人の財産を遺産税なしで受け取ることになる⁷⁶。

しかしながら2009年を通して適用された仮の遺産税法は、そのような夫婦に大きな税務上の不利益を与えた。つまり生存していた配偶者の死亡時に、その生存の配偶者は、自らの控除だけを利用できるのみである。最初に亡くなった配偶者の控除額は消失してしまうことになる。その控除額 (credit) は、被相続人が死亡した年に適用される控除額 (exemption amount) に対する遺産税に等しい。次の例を考えてみよう (控除額は500万ドルを使用している)⁷⁷。

例 1 :

ハリーは400万ドルの遺産を残して死亡し、遺産の全ては夫人のワンダに相続させた。ワンダは2年後に死亡し、900万ドルの遺産を残した (500万ドルは彼女自身のお金で、400万ドルは彼女がハリーから相続したものである)。ハリーの死亡時には、彼の遺産の全てが配偶者控除の対象となるため、課税は生じない。しかし、ワンダの死に際して、2010年より前の法律では、彼女の課税対象の状況は900万ドルであった。彼女は500万ドルの控除を使う事ができ、その後、残額の400万ドルに35%の税率が課せられる (ワンダの遺産にハリーの使用していない控除を利用することにより、2010年法のポータビリティ (portability) 条項は、この問題を解決する)⁷⁸。

2010年より前は、夫婦の合計の遺産税を最小化させるため、夫婦の顧問弁護士は、彼らのエステート・プランを作成するに当たって、先に亡くなった配偶者の控除額を利用するようにしなければならなかった。そのためには遺産のいくらかの部分、配偶者控除に該当しない方法で残す必要があった。その目的は、最初に亡くなった被相続人が控除額と同額の課税遺産を残すことであった。もちろん顧問弁護士は、控除額を利用するために大部分を子供たちに渡すことによって達成できたであろうが、それでは、その夫婦の課税なし

⁷⁵ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.664.

⁷⁶ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.664.

⁷⁷ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.664.

⁷⁸ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) pp.664-665.

という目的は達成できないことになってしまう。なぜなら生存している配偶者はこれらの資産は生存中に利用しなかつただろうからである。したがって、代わりにエステート・プランは亡くなった最初の配偶者の遺産が、全て生存する配偶者の利用に供され、しかし、その資産の一部が生存する配偶者の遺産に入らないようにする方法で立案された⁷⁹。

弁護士は、一般的には、この状況において、顧客に対して「クレジット・シェルター・トラスト (credit shelter trusts)」、または「バイパス・トラスト (bypass trusts)」ともいわれる方法を考案した。その信託の資産は生存している配偶者の遺産を迂回したからである。次の例を考えてみよう⁸⁰。

例 2 :

ハリーは600万ドルの遺産を持っており、夫人のワンダは、400万ドルの遺産を持っている。ハリーの遺志はワンダを受託者 (trustee) とし、控除額と同じ額を信託することである。(このことはしばしば、ユニファイド・クレジットにより連邦遺産税が課税されない最大の金額を示す公式によって示される。) 彼はワンダに、彼女自身に生涯に亘って、所得 (income) を支払い、彼女の死亡時に資産を夫婦の3人の子供で分割すべきであるとしている。その遺言は彼の遺産をワンダに残すとしている。もしハリーが先に亡くなり、ワンダが続いた場合は、どのような遺産税がいつ課税されるのであろうか？

答 :

ハリーの死に際して、信託の元本は、配偶者控除の対象とはならないので、彼の課税対象遺産に含まれる。では信託の元本はいくらだろうか？もし彼が2011年に亡くなった場合、信託の元本は控除額の500万ドルと等しく、それは2011年に適用されるユニファイド・クレジットにより連邦遺産税が課税されない最大の金額となる。残額の100万ドルが直接ワンダに渡り、配偶者控除の対象となる。従って、ハリーの死亡時には課税されない。ワンダの死亡時にはそのクレジット・シェルター・トラスト (credit shelter trusts) にある500万ドルは、彼女の遺産にはならない。何故ならば、ハリーは彼の遺志で、資産がワンダの死亡時には子供たちに行くように指示したのであり、ワンダはその資産が自分の意に沿うように分配する権限を持たないのである。そしてワンダの死亡時には、彼女の課税対象信託は彼女の資産の400万ドルとハリーから受け取った100万ドルの合計500万ドルである。

⁷⁹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.665.

⁸⁰ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.665.

これは控除額を超えないので、彼女の遺産は課税義務を負わない結果となる⁸¹。

このクレジット・シェルター・トラストを使う方法と同じ戦略は、2011年に改訂された法律においても夫婦の課税額を最小化するであろうが、しかし前述のポータビリティの導入によりほとんどの夫婦にとってその戦略が大きく不要になっているのである。今日、もしハリーが、彼自身に何も課税対象遺産を残さずに、ワンダに600万ドル全てを残した場合に、ワンダは彼女の死亡時に、ハリーの死亡時に使用しなかった彼のユニファイド・クレジットにより増額した彼女自身のユニファイド・クレジットを利用することが可能になる。ハリーが控除を全く使っていないので、ワンダはその全てを使う権利がある訳だ。その結果としてワンダの死亡時には、1,000万ドルの遺産があっても課税されないということになる⁸²。

連邦遺産税の観点からはほとんど不要かもしれないが、クレジット・シェルター・トラストは、少なくとも2つの理由からしばらくは法律の一部であり続けるであろう。第一に2010年より前に遺書を作成した多くの人間が新しい法律の観点から遺書を書き変えていないからである（特に、新しい法律は、その施行後に遺言を変えた人に特段、税の優遇を講じていないからである）。第二に州レベルの相続税が連邦税ほど早くは変わってなく、いくつかの州では、弁護士はまだ、州の相続税を最小化させるためにクレジット・シェルター・トラストを使い続けているのである。よって相続計画の専門家は、法律が再度変わる可能性に対処するために、エステート・プランの中に柔軟性を入れたいと考えるだろう⁸³。

b. 生存する配偶者以外の受益者のために資産を守る。

次に、我々はほとんど全ての財産を生きている配偶者に残したいと考え、しかも同時に税負担を最小化させたいという被相続人を設定した。更に税負担を最小化し、生存する配偶者にその生きている間は財産を残しながらも、その配偶者が亡くなった後には意図する受益者（例えば彼の連れ子）に資産が渡ることを確かにしたいという被相続人を考えよう。彼はまた配偶者が生きている間でも、必要とあれば他の受益者にいくらかの資産が行くことを希望するかもしれない。この被相続人にとっては、課税問題はユニファイド・クレジットを使いきるという事ではなく、代わりに、ユニファイド・クレジットを超えて、

⁸¹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.665.

⁸² Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.666.

⁸³ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.666.

その財産処分が配偶者控除に叶う事を確実にする事である⁸⁴。

以前の結婚でそれぞれ子供がいる、例2におけるハリーとワンダのケースを考えてみよう。ハリーはワンダに、彼の財産に関する一代限りの権利（life interest）を与えようと希望し、ワンダの死後は彼の資産はワンダの子供ではなく、ハリー自身の子供に渡る事を確実にしたいと願っている。同時に、ハリーはワンダの死亡時まで、全ての遺産税を繰り延べるために配偶者控除を活用したいと考えている。ハリーはこれらの目的を同時に達成できるだろうか。特に女性問題評論家の中には、男性が女性より遥かにそのような目的を達成しようとする事を認識しながら、被相続人の「いいとこどり」を許す法律に反対するものもある⁸⁵。

しかしながらハリーは同時にこれら2つの目的を達成することができるのである。つまり、「QTIP Trust」という通称で知られる「クオリファイド・ターミナブル・インタレスト・プロパティ・トラスト（qualified terminable interest property trust）」の使用を通して、資産の最終的な処分を管理しつつ、配偶者控除を取ることが可能となる⁸⁶。

配偶者控除の規定である2056条は、通常、被相続人の遺産に対して、生存する配偶者やそれとほぼ等しい立場の者に対する完全な処分に対してのみ配偶者控除を取ることを認めている。よってもし配偶者が、一代限りの遺産（life estate）や信託における一代限りの権利を受け取っただけにすぎない場合は配偶者控除を認めていない⁸⁷。国会は、この長く効力を持ってきた取り扱いは、死別や離婚によって複数回結婚している被相続人に対して不公平であるという意見に説得力を見出した。つまり被相続人が女性であった場合には、彼女の配偶者の死亡時に、彼女の多額の資産を彼女の連れ子に渡すことを確約しながら配偶者控除を全額取ることはできなかったのである⁸⁸。

1981年にこの問題に対して法的救済をするために、国会はクオリファイド・ターミナブル・インタレスト・プロパティ規定を創設し、2056条(b)項(7)に具体化した。その規定は被相続人に、生存する配偶者に一代限りの権利を与える信託の創設を認め、その信託に配偶者控除の適格性を認めたのである。その信託が、生存する配偶者に対して年1回（またはより頻繁な）の所得の支払いを指示する間は、そして、その配偶者が生きている間に他の誰も信託の元本を使用することはないとの確証を行う間は、被相続人の遺言執行者は、

⁸⁴ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.666.

⁸⁵ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.666. 例えば、ウエンディ・ゲーズグ（Wendy C. Gerzog）は、QTIPは女性の地位を軽視するものであると酷評している。Gerzog（1995）参照。

⁸⁶ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.667.

⁸⁷ 2056条(b)項(1)。

⁸⁸ Sterk, Leslie and Dobris (2011) p.667.

その信託は配偶者控除に適格であると選択できる。資産が2056条(b)項(7)の下に、配偶者控除の対象となる場合、その資産の価値は生存する配偶者の遺産に含まれることによって、2044条は、QTIP 資産は少なくとも1回は課税されると規定している⁸⁹。

上記の例2において、もしハリーがワンダの死後、資産を彼の連れ子に残すことに関心があり、また、ワンダが活着している間にもいくらかの資産を子供たちに残したりすることに関心がある場合は、ハリーは彼のエステート・プランを次のように構成する。つまり、まず、例1で彼がワンダに渡した100万ドルを、代わりに QTIP Trust へ信託する。この信託はワンダの生存中は彼女が排他的に利用できるが、その死後は彼女の子供に渡されることになる。次に、控除額を「クレジット・シェルター (credit shelter)」または「バイパス・トラスト (bypass trust)」に拠出する。それは所得や元本の分配をハリーの子供たちに分配すると共にワンダが活着している間はワンダの子供たちにも分配される。そしてワンダの死亡時にはその信託はハリーの子供の所有となる⁹⁰。

このプランの下では、もしハリーがワンダより先に死んだ場合、彼の遺産は税金を払わないことになる。これは QTIP Trust が配偶者控除の要件を満たし（遺言執行人が適切に選択した場合）、クレジット・シェルター信託における500万ドルの配偶者控除はハリーの控除の範囲内である。ワンダの死亡時には QTIP Trust は、彼女の遺産の一部として課税されるが、クレジット・シェルター信託は課税されない。つまりそれは彼女の遺産を「通り過ぎる (bypass)」ことになる訳だ。彼女の遺産は、QTIP Trust にある資産も含めて500万ドルを超えなければ、課税されない⁹¹。

この遺言信託による財産承継は、多様な家族関係に対応する仕組みとして今後も利用が増加すると考えられよう。

第3節 終わりに

本レポートでは、最近の米国における信託課税と信託を利用した事業承継策について概観してきた。1986年における世代跳梁税の改正後は、信託を用いた巨額の租税回避ということは不可能になってきている⁹²。また、デュボン家のような古くからの資産家にとっては「永久拘束禁止の原則 (Rule Against Perpetuities)」の観点から信託の魅力が薄れてき

⁸⁹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.667.

⁹⁰ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.669.

⁹¹ Sterk, Leslie and Dobris (前掲) p.669.

⁹² 世代跳梁税の制定の経緯については浅川 (2018a) および浅川 (2018b) を参照。

ているのかもしれない。しかし、信託を利用したエステート・プランニングが全く途絶えたかというそうではない。信託には検認回避 (probate avoidance) ができるという課税以外の魅力というものは現在でも存在するし、遺言信託で検討したように制度の柔軟性や課税の有利性は、一般の米国人にとっては未だに利用価値が高いと考えられるのである。

引用文献：

- (1) 浅川哲郎 (2018a)、「信託を利用した資産継承と世代跳梁税の展開 - デュポン社の事例を中心として - (前編)」、九州産業大学『商経論叢』第59巻第1号。
- (2) 浅川哲郎 (2018b)、「信託を利用した資産継承と世代跳梁税の展開 - デュポン社の事例を中心として - (後編)」、九州産業大学『商経論叢』第59巻第2号。
- (3) 浅川哲郎 (2018c)、「プライベート・エクイティ投資における信託と経営権の研究」、信託研究奨励金論集第39号。
- (4) 佐藤 英明 (2000)、『信託と課税』、弘文堂。
- (5) 長 穰 (1965)、「アメリカにおける信託所得税課税の研究」、信託 64号。
- (6) 松永 和美 (2009)、「米国の信託の税制について」、信託 238号。
- (7) 淵 圭吾 (2009)、「アメリカの信託税制の諸問題」、信託 239号。
- (8) Carol A. Cantrell (2010), Stock Options: Estate, Tax and Financial Planning, CCH.
- (9) Wendy C. Gerzog (1995), "The Marital Deduction QTIP Provisions: Illogical and Degrading to Women," UCLA Women's Law Journal, Vol.5, No.2, 1995.
- (10) George Cooper (1977), A Voluntary Tax? New Perspectives on Sophisticated Estate Tax Avoidance., Columbia Law Review, Vol.77, March 1977, No.2.
- (11) William H. Hoffman, Jr., William A. Raabe, James E. Smith and David M. Maloney (2015), Corporations, Partnerships, Estates & Trusts 2016, South - Western.
- (12) Stewart E. Sterk, Melane B. Leslie and Joel C. Dobris (2011), Estates and Trusts, Cases and Materials, Fourth Edition, Foundation Press.